

京都市建築基準法施行細則 新旧対照表

現行	改正後
<p>○京都市建築基準法施行細則 平成元年7月1日規則第39号 改正 (以下略)</p>	<p>○京都市建築基準法施行細則 平成元年7月1日規則第39号 改正 (中略) <u>令和7年12月15日規則第33号</u></p>
<p>(前略) (許可又は認定の添付図書) 第9条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、当該許可又は認定の申請書に当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第52条第6項第3号、第57条第1項、第68条の3第1項、第2項若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項<u>又は</u>第68条の5の6の規定による認定 別表第2-1の項及び2の項に掲げる図書 (5) (略) (6) (略) 2 (略) 3 (略) (以下略)</p>	<p>(前略) (許可又は認定の添付図書) 第9条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、当該許可又は認定の申請書に当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第52条第6項第3号、第57条第1項、第68条の3第1項、第2項若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項<u>若しくは</u>第68条の5の6 <u>又は</u>令第137条の12第11項若しくは第12項の規定による認定 別表第2-1の項及び2の項に掲げる図書 (5) (略) (6) (略) 2 (略) 3 (略) (以下略)</p>

<p>附 則 (以下略)</p>	<p>附 則 (中略)</p> <p><u>附 則 (令和7年12月15日規則第33号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>												
<p>別表第1 (略) 別表第2 (第9条及び第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="152 536 1105 647"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>図書</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第43条第2項第1号の規定による認定<u>及び同項第2号</u>の規定による許可の申請にあっては、配置図には、敷地の周囲の空地の位置（通路にあっては、位置及び幅員）を明示しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 この表に掲げる図書に、この表に掲げる他の図書に明示すべき事項を明示して第9条第1項又は第10条第1項の申請書に添付する場合においては、当該他の図書に当該明示すべき事項を明示することを要しない。この場合において、この表に掲げる図書に、この表に掲げる他の図書に明示すべき<u>すべて</u>の事項を明示して第9条第1項又は第10条第1項の申請書に添付したときは、当該他の図書を添付することを要しない。</p> <p>(以下略)</p>	区分	図書	明示すべき事項	1～7 (略)			<p>別表第1 (略) 別表第2 (第9条及び第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1134 536 2091 647"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>図書</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第43条第2項第1号<u>若しくは令第137条の12第11項</u>の規定による認定<u>又は法第43条第2項第2号</u>の規定による許可の申請にあっては、配置図には、敷地の周囲の空地の位置（通路にあっては、位置及び幅員）を明示しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 この表に掲げる図書に、この表に掲げる他の図書に明示すべき事項を明示して第9条第1項又は第10条第1項の申請書に添付する場合においては、当該他の図書に当該明示すべき事項を明示することを要しない。この場合において、この表に掲げる図書に、この表に掲げる他の図書に明示すべき<u>全て</u>の事項を明示して第9条第1項又は第10条第1項の申請書に添付したときは、当該他の図書を添付することを要しない。</p> <p>(以下略)</p>	区分	図書	明示すべき事項	1～7 (略)		
区分	図書	明示すべき事項											
1～7 (略)													
区分	図書	明示すべき事項											
1～7 (略)													